

# 能美市建設工事成績評定通知実施要領

平成17年4月1日

告示第192号

(趣旨)

第1条 この要領は、工事成績について、「能美市建設工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第8条の通知に関する事項を定める。

(対象工事)

第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、能美市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、建築工事、その他これらに類する工事とする。

(評定点の通知)

第3条 土木課長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の受注者に評定点を速やかに工事成績評定通知書(別記様式第1)により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、土木課長に評定点等について説明を求めることが出来るものとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条の書面の提出先は、評定点を通知した土木課長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 土木課長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、申立者に対して工事成績評定に係る説明書(回答)(別記様式第2)により回答するものとする。

2 土木課長は、前項の回答をする場合、能美市工事成績評定委員会に意見を求めることが出来る。

3 土木課長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、土木課長に対して再説明を求めることが出来る。

(再説明請求の提出)

第8条 前条の書面の提出先は、回答を通知した土木課長とする。

(再説明請求に対する回答)

第9条 土木課長は、第6条の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、土木部長（主務部長経由）に報告するものとする。土木部長は、土木課長からの報告を受けたときは、申立者に対して工事成績評定に係る再説明書(回答)(別記様式第3)により回答するものとする。

2 土木部長は、前項の回答をする場合、能美市工事成績評定委員会に意見を求めることが出来る。

3 土木部長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

この告示は、平成17年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附 則（平成19年4月1日告示第53号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

この告示は、平成19年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附 則（平成19年9月11日告示第96号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第41号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第92号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第43号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第99号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1（第3条関係）

〇〇〇〇〇第 号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

能美市土木課長

〇 〇 〇 〇

## 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき設定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵便等で発送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

- |   |                     |  |
|---|---------------------|--|
| 1 | 工 事 名               | 〇〇〇〇工事   |
| 2 | 工 期                 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日                                    |
| 3 | 完成検査年月日             | 〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 4 | 成 績 評 定             | 評定点 〇〇点 項目別評定点は、別表1のとおり                                |
| 5 | 送付及び手続き等の<br>問い合わせ先 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 石川県能美市〇〇〇〇<br>能美市土木課長 宛<br>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

別表 1

## 項 目 別 評 定 点

評価項目	細別	評価点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9点
	II. 品質	／ 17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献度	／ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
8. 総合評価技術提案（減点のみ）	総合評価による減点	
評価点合計		／100.0点

注) 項目別評定点は各評価項目の細別毎に四捨五入していることから、評定点合計が合わないことがある。

別記様式第2（第6条関係）

〇〇〇〇〇第 号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

能美市土木課長

〇 〇 〇 〇

## 工事成績評定に係る説明書（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵便等で発送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

1 工 事 名 〇〇〇〇工事

2 疑問に対する回答

3 送付及び手続き等の 〒〇〇〇-〇〇〇〇 石川県能美市〇〇〇〇

問い合わせ先 能美市土木課長 宛

電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別記様式第3（第9条関係）

〇〇〇〇〇第 号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

能美市土木部長

〇 〇 〇 〇

## 工事成績評定に係る再説明書（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇工事
- 2 疑問に対する回答